

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

特定警戒都道府県からの移動状況を踏まえた  
5月7日以降の対応について（通知）

各学校におかれましては、緊急事態宣言を踏まえた臨時休業に関し、迅速な御対応をいただき、感謝申し上げます。

さて、令和2年4月28日付け事務連絡により、5月7日以降の対応案についてお知らせしているところですが、本日、政府の「専門家会議」が開催され、「徹底した行動制限を当面維持すること」が提言案に盛り込まれるとともに、本県の県外車両流入調査によると、特定警戒都道府県から依然として多くの車両が流入している厳しい状況が判明し、県教育委員会としては、今後、より一層緊張感を持って臨む必要があると考えているところです。

そこで、ゴールデンウィーク中における人の往来による影響を慎重に見極めるため、臨時休業期間を当面2週間延長するとともに、5月7日（木）、8日（金）に設定することとしていた登校日を中止し、2週間後の5月21日（木）、22日（金）に設定することを可といたします。

各県立学校におかれては、分散等による登校日の準備を進めていただいていたものと存じますが、本県の児童生徒の安全を最優先に、「学校でクラスター感染を発生させない」という方針のもと、引き続き臨時休業を円滑に実施していただきますようお願いいたします。

なお、政府の緊急事態宣言が連休期間中に再度発令された後、県教育委員会から改めて通知を発出いたしますので、御承知おきください。

1 5月7日以降の対応方針

(1) 臨時休業の延長期間

5月7日（木）から20日（水）までの2週間  
（緊急事態宣言が延長された場合はその終了日まで）

(2) 分散等による登校日

5月7日（木）、8日（金）のどちらか半日  
⇒ 5月21日（木）、22日（金）のどちらか半日で設定可